町長からのメッセージ 89

町長の議会だより

増田議長の勧奨退職の問題について

今年の2月18日付けで静岡地方裁判所から、増田議長の勧奨退職に関わる書類の提出を求められました。この裁判所の依頼により、増田議長の勧奨退職に関わる個人情報が法律の保護を解かれ、内容が明るみに出ることとなりました。

5月24日に臨時会が開かれ、「町議会議長の増田宏胤氏が1999年4月に町職員を退職して町議選に立候補した際、町の優遇（勧奨）退職制度で790万円の割り増し退職金を受け取ったとされる（5月25日付朝日新聞朝刊）」問題が取り上げられました。

臨時会の開催に先立ち、増田議長の勧奨退職の裏付けを取るために当時関わった関係者の事情聴取を行い、関係書類と照らし合わせたところ次のような事実が明らかになりました。

①平成11年4月16日、柳原町長（当時）が増田社会教育課長（当時）に勧奨による退職を勧めたところ、増田課長は「特別な事情」を申し立て、柳原町長は「これ（特別な事情）を認めたので同日に退職勧奨に応じた。また、平成11年度の勧奨による退職日は翌年の年度末である平成12年3月31日と定められていたが、「特別な事情」によりその退職日がまるまる約1年前倒しとなる4月19日に繰り上げられた。

②平成11年4月19日、増田宏胤氏の退職願は職員に手渡され、「退職の承認」に関わる文書の起案を命じられた。同日、起案を命じられた職員は「退職手当請求書」の用紙を教育委員会にいた増田宏胤氏に手渡した。

③平成11年4月22日、「吉田町議会議員選挙立候補のため」と書かれた増田宏胤氏の退職手当請求書は職員に手渡され、「平成11年4月退職者に係る報告書」の起案を命じられた。職員は、「吉田町議会議員選挙立候補のため」という理由では勧奨退職が認められない旨、申し出た。上司は職員に対して、書類訂正を指示した。この指示を受けて職員は、退職理由欄にあった「吉田町議会議員選挙立候補のため」の記述に横線を引いて見え消しし、余白に「勧奨退職」と記述した。当該職員は、増田宏胤氏に訂正印をもらいたかったが、選挙運動中の同氏と連絡ができないと考え、上司に相談したところ、そのままで処理するようにとの指示があったので、その指示に従った。

以上が増田宏胤氏の勧奨退職について判明した事実ですが、これだけでは全容が解明されません。全容を解明するためには、「なぜ、柳原宏行氏は異例とも言える4月16日に増田宏胤氏に退職を勧奨したのか」、「増田宏胤氏が4月16日の退職勧奨に応じ、4月19日を退職日とする退職願を柳原宏行氏が認めた〝特別な事情〟とは何であるか」、「この〝特別な事情〟とは吉田町議会議員選挙立候補のためとした退職理由と同じであるかどうか」の三点について明らかにする必要があります。

5月24日の臨時会で発議された「元吉田町職員増田宏胤議長の勧奨退職金に係る調査」のための百条委員会の設置議案は、賛成「佐藤正司議員、枝村和秋議員、片山武議員、吉永満榮議員、河原崎昇司議員、大塚邦子議員」の6人、反対「市川陽三議員、杉村嘉久議員、藤田和寿議員、永田智章議員、八木宣和議員、勝山徳子議員」の6人と可否同数となり、議長を務めた八木栄議員の反対で、賛成少数により否決されました。

問題の核心は何か

この問題は、発議者の一人である吉永満榮議員の説明にもありましたが、これまでに何度も浮かんだり消えたりしました。この問題が明るみに出なかった理由は、増田宏胤氏の勧奨退職に係る書類が個人情報であったため、法律によって保護され表に出ることがなかったからです。それ故、昨年6月の議会定例会で吉永満榮議員が町の優遇（勧奨）退職制度について一般質問を行いましたが、この問題は個人情報であるがために明らかにすることができませんでした。

しかしながら、当該の書類は柳原宏行氏と吉永満榮氏の間で争われている名誉棄損に係る民事訴訟がきっかけとなり、思いがけず表に出ることになりました。平成22年2月18日付で静岡地方裁判所から求められた増田宏胤氏の勧奨退職に関わる書類の提出依頼文書では、「元吉田町職員で、現在議員である増田宏胤氏が町職員を退職するに当たって、当時の吉田町長柳原宏行（原告）が静岡県市町総合事務組合長宛に提出した下記書類の控え⑴退職手当請求書⑵退職勧奨記録証明書⑶退職報告書⑷平成11年分退職所得の受給に関する申告書⑸在職中の履歴書⑹その他関係書類一式」となっていました。

昭和37年に告示された「静岡県市町村職員退職手当組合退職手当条例」を解説した「退職手当の手引き」に「退職の主たる理由が選挙に立候補するためのものであることが明らかである場合には、勧しょう退職として取り扱わないこととされている。……」と注釈がされています。

増田宏胤氏の退職手当請求書の理由欄に記述された「吉田町議会議員選挙立候補のため」の文言は、選挙運動期間中の4月22日に起案された決裁文書において見え消しによって訂正されていますが、この事実は、「増田宏胤氏は勧奨退職の優遇措置を受けて退職し、吉田町議会議員選挙に立候補したのではないか」という強い疑念をぬぐい去ることはできません。

百条委員会設置の発議案とは

臨時会に出された発議案の理由は、「元吉田町職員で、現在、吉田町議会議長の増田宏胤氏が平成11年4月19日付で吉田町職員優遇退職実施要綱の適用を受けて退職が許可され、割増退職金が支給された問題は、割増退職金支払いに係る事務処理並びに割増退職金支払いの正当性に町民の疑義が生じているため、これを明らかにすることによって、町民への説明責任を果たし、町民の利益を守ることを目的に調査を行う。」となっていました。

百条委員会は、国会の証人喚問と同じような強力な権限を付与され、地方自治法第百条において、関係者が「……正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁固又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

この百条委員会の設置を求める発議案は代理で議長を務めていた八木栄議員の議長裁決で否決されましたが、同時に出された「元吉田町職員増田宏胤議長の優遇退職実施要綱の適用並びに退職手当金支払い事務に関する事項」の監査を求める発議案は可決されました。この監査結果いかんによって百条委員会の設置を再考すると発言された議員が百条委員会の設置を求める発議案に反対した議員の中におりましたので、監査の結果が注目の的となります。

議会の対応について

百条委員会の設置の発議案が否決されなければ、公表された書類と関係職員の事情聴取から得られた事実をこうした形で町民の皆さまにお知らせすることはありませんでした。議会は、平成20年度に行われた「中山三星建材㈱工場跡地の購入事案」に引き続き、今回の「増田宏胤氏の勧奨退職事案」にもチャックをしてしまうのでしょうか。

議員の皆さまは事あるごとに、「議会は町民の代表として行政をチェックする」と言いますが、「中山三星建材㈱工場跡地の購入事案」を有耶無耶にし、臭いものに蓋をしてしまった、藤田和寿議員の発議による「町有地の取得等に関する決議」のなかで高らかにうたわれた「……今後も開かれた議会を目指し、透明性の確保と大所高所に立った議会活動に努めなければならない。……町民の負託に応えられるよう、議員の自覚と責任において町政の改革に全力を傾注し、議会の使命と議員の職責に邁進することをここに決議する。」との内容を思い越し、肝に銘じていただきたいものです。